

第9回神戸市会活性化に向けた改革検討会

日時 平成23年12月22日（木） 14時1分～18時12分
場所 27階第2委員会室
参加者 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，梅田幸広 幹事長
（新社会党）あわはら富夫 幹事長
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
（たちあがれ日本）北山順一

議題 (1) 座長試案について
(2) その他

議事録（要旨）

1. 事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
2. 次回の検討会を平成24年1月23日（月曜）午後2時より開催する旨を報告した。併せて次回は、その他検討項目のうち未議論の項目を検討することを確認した。
3. また、次回以降の予定（別紙4）を確認するとともに、検討会報告書案についてのまとめを平成24年6月上旬とすることを報告した。
4. 座長試案（別紙1）について、各項目の協議を行い、以下のとおり確認した。
 - 1) 執行機関に対するチェック機能の強化，（1）議決対象の拡大（地方自治法96条2項の活用）について，①，②は，座長試案のとおりとするが，実施計画及び各行政分野における基本的な計画のうち計画期間が10年以上であるものの策定，変更または廃止については，議会基本条例に盛り込む際に文言の整理を行うこととした。③～⑦は座長試案のとおりとすることを確認した。（2）調査権限の在り方と100条委員会について，基本的には座長試案のとおりとするが，議会基本条例に盛り込む際に文言の整理を行うこととした。（3）地方自治法176条問題（議会の再議の扱い）については，座長試案のとおり引き続き研究していくことを確認した。（4）通年議会については，座長試案のとおりとすることを確認した。なお，運用面の細部については，議運等で詰めていくこととした。（5）本会議における質疑の在り方については，座長試案のとおりとすることを確認した。ただし，質疑（質問）の趣旨確認に時間を要したときは，持ち時間管理において一定配慮することを確認した。（6）委員会活動の活性化については，座長試案のとおりとすることを確認した。
 - 2) 政策立案・提言機能の充実，（1）議会政策提案条例の制定については，座長試案のとおりとすることを確認した。（2）政務調査活動の在り方については，座長試案のとおりとするが，海外調査における指針については，別途定める必要があることを確認した。また市会業務職員の配置基準については，後日協議することとした。（3）予算編成権，修正権，議会予算教書については，座長試案のとおりとすることを確認した。
 - 3) 市民参加の積極的な促進，（1）議会報告会については，座長試案のとおりとすることを確認し

た。(2) 休日・夜間議会については、座長試案のとおりとすることを確認した。(3) 請願・陳情、傍聴の在り方については、座長試案のとおりとすることを確認した。(4) 住民意見の反映(意見募集・検証)、専門的知見の活用については、座長試案のとおりとすることを確認した。

4) 議会及び議員活動の在り方等、(1) 議会基本条例の制定については、座長試案のとおりとすることを確認した。(2) 地方議員の身分(制度上の位置づけの明確化)については、座長試案のとおりとすることを確認した。(3) 議員定数については、座長試案のとおりとすることを確認した。

なお、その際、次のような発言があった。

1) 執行機関に対するチェック機能の強化

(1) 議決対象の拡大(地方自治法 96 条 2 項の活用)について

(松本のり子議員) ⑤の一定額以上の出資・出捐については、予算案に計上されるものであり、議決対象にしないという案だが、議会の関与を強めるためにこの検討会が持たれていると思う。そういう意味では、出資・出捐も議決対象にするべきだと思う。外郭団体への出資は、市民の目が厳しく、例えば海上アクセスに再出資をするという報道もされている。私たちがきちんと議論し、議決対象にしていくのは当然のことなので、議決対象にすべきだと思う。

(吉田謙治議員) 予算案として団体等の出資・出捐は上がってくる。議会は関与しないということではなくて、同じことを2回審議することになる。この座長試案は予算案でチェックしたらいいのではないかという趣旨であり、それで十分ではないか。

(松本のり子議員) 議決をする、しないは、とても大切なことである。このままでいけば、海上アクセスも報告事項になる。これについて賛成か反対かを議決する、議員としての立場を明らかにすることは一緒ではなく、大いに変わってくると思う。

(吉田謙治議員) 反対であれば予算案で反対をすればいいことではないか。

(高山議員) 議決とは少し違うが、例えば予算として認めたが、実際に計画を実行する過程において、それでいいのかということはあると思う。そういうときに、予算はついているので、それには反対できないが、立案過程に私たちが何か言えるかといえ、もう予算がついたから終わりというのが形式的なもので、予算はついていようが、その後でもう少し関与できる仕組みを担保した方がいいという気もする。

(松本のり子議員) マスタープラン・基本計画等は、議会基本条例に盛り込むことになっている。その基本計画の中に、外郭団体に対する出資・出捐も入ってくるので、おのずと基本計画・基本構想を考えると、外郭団体のあり方も考えていくことになる。それをわざわざ議決対象にしなくてもよいということが理解できない。経理契約などにおいては、小さなものも議決対象になっているので出資金も同じではないか。

(吉田謙治議員) 新たに議決事項として上げるものを検討した中で、従来どおり一定額以上の出資・出捐については、予算案で計上されているので、改めて議決の対象にはしないと言っているだけの話で、当然ながら議会はこれまでも判断しており、これからも出資・出捐については議会として判断していく。これが要らないのであれば修正動議を出せばよい。何かをやめるという話ではなく、新たな議決対象には上げないということである。

(松本のり子議員) 予算のときに反対すればいいという話だが、1つ1つの外郭団体に対してどの会派がどういう態度をとっていくかというのは、議会の関与を強めていくことになると思う。

(安井座長) 趣旨はよくわかったが、吉田議員からも話があったように、今までもチェックをしており、屋上屋を重ねることから、一定額以上の出資・出捐については議決対象としない方向でいき

たいと思う。

(高山議員) ②の基本計画を議決対象とはしないが、議会への報告を義務づけるというのは現状と何ら変わらないと思うが。

(安井座長) 今まで義務的なことでは制約してなかったと思う。それを義務としてうたうことは、かなり前進していると思う。

(吉田謙治議員) 計画期間 10 年以上のものの報告を義務づけるというのは、これを議決対象にすると、先々はっきりしないことまで議会として認めてしまうことになる。我々が同意するとかしないとかのレベルの問題ではないが、やはり勝手に計画を立てられると困るのできちんと報告をさせるという趣旨だと思う。何でも議決の対象にすると、もろ刃の剣で、我々が束縛されるということがあるので、こういう形になっているのだろうと理解している。

(高山議員) これを議決対象にすべきだという趣旨で発言したのではなく、現状も報告をいただいている中で、これを明文化することに意味があるというのは理解できる。ただ、その中で、例えば区別計画であれば、区長や区の職員との懇談のときに、計画の進捗について説明を受ける機会があるのに対して、ほかの計画は、こちらが見てチェックしてと、その辺の温度差を感じた。確かに計画の数が余りにも多いので、こちら側が全部対応し切れるのかという不安もあるが、計画によって、議会への報告の質というのも大分違うように思う。その点でもう少し表現の仕方があるのではないかと考えている。

(守屋議員) 基本構想・基本計画が議決対象で、計画期間が 10 年以上の実施計画などが報告義務になっているが、この表を見ると、議決対象の基本構想と神戸 2015 ビジョンは連動しており、切り離す必要がどうしてあるのか。神戸市基本計画を反映させて神戸 2015 ビジョンや各区計画もつくるように図式化されているが、もともとと同じものではないのか。だったら両方とも議決にしてもおかしくないと思うが。

(事務局) 基本的には基本構想、基本計画があり、その下に実施計画レベルで神戸 2015 ビジョンがある。例えばこの神戸 2015 ビジョンは、5 年間の計画で年度ごとに P D C A サイクルで見直していくものであり、毎年議決するとなると、かなりやり方が難しくなると思われる。そのため基本計画レベルのものを議決対象にしたいということである。

(守屋議員) 当局が毎年見直していくのは当然のことで、計画を実施に移していくのはいいことである。報告するのなら議決と一緒にではないのか。報告だとできて、議決だとすごく手間がかかるというのはどこがどう違うのか。

(安井座長) 議決と報告ではかなりの差がある。議決は議会が責任を負うということで、報告はそれに対して修正を求めたりすることができ、また議会の意見も反映される。そういう意味では基本的な大きな流れについては議決対象にするが、細部については議会のフリーハンドも持っておきたいということから、差別化をしたということである。

(守屋議員) 現行のマスタープランの中の神戸 2015 ビジョンや各区計画というのは、すごく重要だと思う。どうしてもこれを議決対象にと言っているのではなく、分けた意味がわからなかった。

(梅田議員) 先がわからないのに議決するのはどうかということであれば、①も②も報告義務でいいのではないか。長い期間のものを議決にするというように受け取ったが、それなら吉田議員が言われたのと全く正反対で整合していない。10 年先のことを議決するとなると、10 年後に市長が変わるかもしれない。それなら報告義務でいいのではないか。

(吉田謙治議員) 市民の権利義務や財産にかかわってくる、あるいは神戸市の重要な方針にかかわ

るものは、議会も関与して議決をすることが必要だと思う。一概に時間的に長い短いだけの問題ではないと思うが、確かにここの表現では、先ほどの時間軸で言うと、②は計画期間が10年以上で報告義務ということで、やはり10年以上となると、私が先ほど言ったような懸念があるのではないかと思う。神戸市の実施計画とか基本構想の用語の定義を明確にした上で、議決対象、報告事項というように我々全員が理解できる形にしないといけないと思う。

(梅田議員) ①も②も報告義務でいいのではないか。例えば市長がかわったときに、前はこうだからと縛りができるかと言えば、実際当局としてもできないことがあると思う。要するに、一番大事なことは、市民の権利などを縛る場合は議会も一緒にしなければいけないが、行政が将来こういう姿にするということにまで議会が議決する必要があるのかと疑問に思う。

(林議員) 非常に重要な議論だと思う。これは突き詰めていくと一元制に近づいてしまうし、報告だけにしてしまうと二元制の意味が薄れてくると思うので、私はこの①②の配置というのは非常に絶妙な考え方をしていると思う。というのは、①は基本構想であり基本計画であり、自治をどうしていくのかということだと思う。基本的には自治のあり方が首長によってころころ変わるといのは、住民にとってはおかしいことだと思う。だから、方向性としてこういうまちづくり、基本的な自治を行うことについては、議会がきちんと承諾していくことが必要だし、具体的に10年計画やマスタープランというのは、やはり首長のフリーハンドの部分があるので、従来からも例えば神戸2015ビジョンについては、企画調整局を通じて我々に報告があり、意見を言っている部分もあるし、区別計画については当然修正もさせている。そういう点でいうと、基本的な自治に関する部分については議会も承諾していくことが必要だし、中期的な問題については報告を受けながら、個別の政策や施策によっては議会がチェックをしていくということでこれには賛成である。

(あわはら議員) 林議員とほぼ見解は一致しており、この①②でいいと思う。基本構想や基本計画は、ある意味で市民、行政、市長、議員もそうだが、みんなで議論して、例えば2025年までにどういう都市をつくるとか、人口規模1つでも、この人口規模でいくということを決めるわけであるからこれは議決をしないと絶対いけないと思う。例えば人口170万人を目指すのか200万人を目指すのかによってそれ以降の政策は全部変わる。その基本をどこに置くのかは、市民も含めた議論の上に基本構想があるので、これは当然議決対象にしておくべきである。ところが、それに基づいて例えば10年間どんな計画を実施していくのかというのは、行政の仕事である。その仕事がきちんと行われているのかどうかは報告をしてもらい、それによって、私たちは質疑をしたり、いろんな意見を言うことができ、市民にも明らかにできるので、基本構想は議決で、計画の部分は報告ということで正しいのではないか。

(守屋議員) (1)④の審議会での内容、委員構成については、これまでも情報提供されてきており、議決対象とはしないことについては異議はないが、情報提供の内容についてはしっかりとしたもの在今后とも議会として求めていく必要がある。今まで少しばらつきがあったのではないかと思うので、意見として申し上げておく。

(安井座長) 基本構想・基本計画については議決対象にするが、その実施に当たっては、吉田議員から10年は長過ぎるし、こういうふうに期間を決定するというのではなく、そういう意思を含めたものとして、もう少し文言を変えたらどうかという意見をいただいた。したがって、基本構想・基本計画は議決対象にしながら、報告の範囲をどこまで、またどういうふうにするのか、あるいは意見の反映をどうするのかについて、再度文言を練り直したいと思うがどうか。

(安達議員) 基本構想は、それに対して議会が認めているという重みを持たす意味もあると思う。

もし仮に市長がかわって、違う考えということになれば、当然廃止・変更ということになり、また議決の対象になってくるので、年数ということよりもそれが大事だと思うので、別に文言を変える必要はないと思う。

(吉田謙治議員) 林議員やあわはら議員が言われているような、何で基本計画とか基本構想のことを言っているのかということが、我々の認識として共有できればそれでいいと思う。ここに基本構想はこういうものと書いてあるが、なぜこれを議決対象とするのかということが——いわゆる基本構想という名前がついていたら対象にするという趣旨ではないと思う。そこの理解を共通できればそれで構わない。

(前島議員) ②の実施計画は、実行計画という形で理解できると思う。各行政分野における基本的な計画のうち計画期間が10年以上のものは報告を義務づけると、例えばこの実行計画・実施計画以外で基本的な計画が10年未満というのは、具体的にはどういうものが対象になってくるのか。また、これについてはどう考えているのか。

(事務局) 基本的な各行政分野の計画ということで、環境基本計画や都市計画マスタープランなどを入れているが、すべて報告するとなるとかなりの数の計画がある。他都市では10年以上で区切っている事例が多かったのでこういう形にさせていただいた。行政計画は通常5年計画あるいは10年計画あるいは20年以上と期間別に分かれている。今回は、基本構想などの20年以上的なものについては議決、10年以上については報告義務を課すということで、10年未満のものはどうするのかという質問だと思うが、5年単位のものについては、従来も常任委員会等で報告があったと思う。今後もそれが続いていく。しかし、それは議会が求めていく中で事実上の行為として報告がなされているということが今後も続いていくということで、これはあくまで議会基本条例に——川崎市は議会基本条例に、他都市については議会基本条例以外の議決すべき事件に関する条例という別の条例で定まっているが——この例示している①②については盛り込んでいこうということである。

(前島議員) ということは、実行計画・実施計画はここに例示されているが、それ以外も報告が義務づけられていると。要は、長期にわたる10年以上のものだけに報告を義務づけるということなのであれば、この表現はもう少し幅を持って、原則10年以上のものとはせず、各行政分野における基本的な計画は原則として策定や変更・廃止については議決対象とはせず、議会への報告を義務づけるというような表現にした方がいいのではないか。

(事務局) 事務局としては、他都市の例を調べた中で、基本構想については法律で求められていたことが、先般の法律改正によって基本構想が外れたことから、改めて基本構想を盛り込もうとするものであり、あわせて基本計画の策定・変更等についても議決対象にし、10年以上のものは報告義務化しようと、それ以外は従来どおりという区分けをしたところである。

(前島議員) ②の実施計画・実行計画と、各行政分野における基本的な計画、これも5年や10年未満なら期間的には実行計画みたいなものである。実施計画は報告対象に義務づけて、各分野における基本的な計画のうち10年未満のものは対象としないのは、整理がしにくく、わかりにくいので、文言整理も含めて対象の整理をしていただきたいと思います。

(安井座長) 他に意見がなければ、前島議員から提案のあったことについて事務局と精査して、また提示させていただくが、ご承知のとおり、このまま条例として載るのではなく、そういう趣旨を踏まえてよりわかりやすい文言に変えていきたいと思う。大勢としては、こういう方向で進ませていただきたい。

(守屋議員) ⑦の特別職人事案件の提案について、1回目は当局からの人物像などを含めての候補

者の提示、2回目は会派の態度表明ということになると思うが、もう一工夫必要ではないか。人事案件で出てくるのはA4サイズ1枚の簡単な経歴ぐらいであり、今回すぐとは言わないが、その方の思いを聞く場や制度をつくるのが大事ではないか。

(安井座長) 教育委員会等の人事というのは、本市の教育行政に係る非常に大きな人事案件であるが、今は、議会の意見を挟む余地は非常に少ない。今までどんな人物像であるのか、どういう考え方をして神戸市の教育に携わっていかようとしているのかわからないまま通ってきたのではないかと、議会に対する手続を丁寧にしてもらうことを求めるということである。意見としては賜っておきたい。

(2) 調査権限の在り方と100条委員会について

(守屋議員) コンプライアンス条例との整合性について整理が必要ではないかという意見が会派内にある。議員の活動や調査が制約を受けている側面がコンプライアンス条例によって発生しているのではないかという懸念があるのだが、この辺の問題はどう考えているのか。

(安井座長) 100条委員会とコンプライアンス条例がどう関連するのかわからない。調査権限のあり方とコンプライアンス条例の関連か。

(守屋議員) 市の政策及び事務に係る監視及び調査のための議会または議員からの資料要求や説明要求に関しては当局の誠実な対応を求めるとするのが今回の案だが、逆に議会活動が制約を受けているという認識に基づいて、コンプライアンス条例についても、これと連動させて一部見直す必要があるのではないか。

(安井座長) 地方自治法における調査権等は議会全体としてはあるが、議員個々に対してそういう権限が明示されていない。したがって、条例によって誠実な対応を首長に求めていくというのがこの趣旨である。コンプライアンス条例とのかかわりについては、コンプライアンス条例のあり方を別途協議しないと、それを変更しなければこれが生きてこないということになるのであれば膨大な作業が必要になる。

(安達議員) 調査権限のあり方の中で、議員が資料要求をした場合に、コンプライアンス条例を盾にとって資料を出さないというケースがどれぐらいあるのかわからないが、そのときにどちらが優先するのか。

(安井座長) 地方自治法において、各議員の調査権・監督権・資料要求権が認められていないので、本市の議会では、地方自治法に抵触しない程度で、当局に対して誠実に議員の行為に対して対応するようにということを議会基本条例に盛り込もうとしている。そのことでコンプライアンス条例により出さなかったときにどう対応するかについては、コンプライアンス条例の運用の仕方をまた議論をしないと、ここでコンプライアンス条例より議会基本条例が優先するという事は決定し得ないと思う。本検討会にそこまでの決定権はない。それをここで議論することは疑問に思う。

(事務局) 基本的に新しい条例をつくる際には既存の条例と整合がとれるかどうか、競合関係、上下関係があるのかどうか等チェックをして盛り込むことになる。今のご意見については、コンプライアンス条例は当局が定めた条例なので、当局の関係部署と調査権限のありようについてすり合わせをするので時間をいただきたい。

(守屋議員) こだわっているわけではないが、議会・議員からの資料請求等を含めて説明要求について、当局の誠実な対応を求めるという表現では、対応しない場合もいいのか。

(安井座長) 対応しなくてもいい。

(守屋議員) やはりもう少し強く――具体的には言いづらいが、環境の問題でも資料請求した場合

にどうしてかわからないが出さないと、出せないということなのだが、そういう個々具体的な重要な案件についても、私たちが調査する場合に、それについて拒絶することは今までもあるわけで、今、座長が言われたように出さない場合もあるというのでは、議会の調査権限を制約していることになるので、この文言をもっと強くするべきではないか。

(安井座長) できるだけ強くしたいという思いは同じである。ただ、それが地方自治法で定められている、いわゆる議会人としての権能に抵触するおそれもあることからこの辺が限界ではないかと判断をした。

(守屋議員) 今までの議論の中で地方自治法を超えたことも入れていこうというような発言が何回もあったように思う。これは私たちが調査し、しっかりとした真実を求めていくという、市民から負託を得ている私たちの基本的な仕事だと思う。

(安井座長) 今まで地方自治法に抵触するぐらいまでいこうということを言っているが、明らかに触れるようなことは、やはりしてはいけないので、このあたりが限界と判断をした。ただし、もっといい表現があれば考えてみる。

(池田副議長) 出せないというのは、個人情報などの絡みではないのか。

(崎元議員) 今のは文言の書きぶりの違いだと思うが、当局の誠実な対応を求めるということは、当局の考え方によって出したり、出さなかったり、対応したり、しなかったりということなので、当局に誠実な対応を求めるとすれば、主客逆転すると思う。議会サイドとして当局に求めるということで、少し強い表現になるのではないか。

(高山議員) 実務の経験から言うと、公文書公開条例があつて、結局あるところまでいくと、ここからは市民と同様に申請して2週間待つ。議会人は制約された時間の中である程度の結論を導くためのデータが必要な場合がよくあるわけで、そのときに2週間待つというような、これは平等な仕組みだが、果たしてそれでいいのかというところがあり、例えば公文書公開条例に文言を追加するなど、何かそういうことであれば具体的かとは思ふ。

(松本のり子議員) 100条委員会だが、これは今でも付与されているが、問題は数年前の環境局の汚職事件のときに共産党の議員は100条委員会の設置を求めたが議会としてはこれを発動しなかった。ここには議会または議員というふうに同列に扱っているが、議員からそういう要求があれば、議会として積極的に対応していくということも入れていただけたらと思う。

(安井座長) 意見としては聞くが、議会運営の問題になると思う。

(松本のり子議員) これまで少数意見は議会で却下されている。100条委員会というのであれば、議会基本条例の中に積極的にできるような方向で書いていただきたい。

(安井座長) 議会運営上、必要があれば。

(3) 地方自治法第176条問題(議会の再議の扱い)について

(安井座長) 引き続き研究していくことでよいか。

(「異議なし」の声あり)

(4) 通年議会について

(金沢議員) 請願・陳情について、一事不再議の問題にどう対処するのか何も書いていない。市民の議会参加、市政参加を狭めることになることは認められない。また2会期制にした場合に専決処分解消という点では、かなりの部分が解消されるのか。

(安井座長) 一事不再議の問題については、2回にわたってチャンスがある。そういう意味では、議論をまとめる、あるいは議論を深めていくという点において、民主主義的な議会として耐え得る

のではないかと判断をし、通年制を2つに分けることとした。通年制によって市長専決を防ぐことができるかということについては、事務局から説明を。

(事務局) 従来なら閉会中にそういう案件が出てきたときには、臨時会で対応することになり、そうすると招集期間が要るとか、また地方自治法上は、臨時会は特定案件しかかけられないので特定案件の告示などの手続上の問題がある。そういう意味では会期が一定期間長くなるので、そういう事態に対してわざわざ招集告示をすることなく、臨時会を開催することが手続的に容易になるので、対応はしやすいと思う。ただ、どういった専決処分がどういう時期に出てくるかの推測は難しい部分がある。国の法律改正との関係で市の条例を改正する、いわゆる連動するような事案というのは、おおむね予測がつく時期にあるので、そのあたりはどの時期に会期を設定するかという部分の細かい運用の検討であるとか、具体的にそういう案件が出てきたときの審査手順みたいなものを議会で決めることで対応できるのではないかと考える。ただ、閉会中が一定あるというのも事実なので、そういう意味では100%にはならない。

(金沢議員) 今まで以上に本会議が開かれて、できるだけ専決処分をなくしていくという方向だということには理解した。陳情・請願の問題だが、事情の変化をどこで考えるのかということも検討していただきたい。2回にわたってチャンスがあると言われたが、神戸市会のいいところは、今までの4会期制で市民が気軽に請願や陳情を出せたのは非常に民主的ないい面だと思うし、市民もそういうふうになっている。兵庫県会と比べても身近にできる。そういうことができるようになった市民は、いろんなことで議会に参加をされる。せっかく議会改革をしているにもかかわらず、こういう後退があるというのは、とても残念なことだと思う。

(吉田謙治議員) 現実問題として年2回は出していただけ。議会もいろんなことを議論・検討する中で、事情の変更や変化があれば、新たな陳情・請願として当然出せるわけである。全く同じ内容のものをこれまでは4会期で4回やっている。それを2回にしたからといって、市民の意見や要望の機会が少なくなるというのは理解できない。気軽にというのは確かにわかるが、気軽に年4回も同じことを出してこられるのは一体どういう事情なのか、そこのところは我々も考えなければいけないと思う。なぜ、同じことを4回も出されるのか、1回出すより4回出した方が熱意が伝わって、もしかしたら採択されるのではないかと——そういうものではない。熱意があるとかないとか、情念でやっているわけではないので、やはり同じことであれば同じ結論が想定される。確かに年1回だけというのはどうかと思うが、通年議会にするのは、そういう面よりもむしろ常時市長、行政機関を監視するということを機動的かつ俊敏にやろうとすれば、一年じゅういつでも議会は開いている方がいいのではないかと、市民の陳情・請願は当然大事であるがそういうことからすると、確かに通年ということではなしに、年2会期に分けてするというのであれば、そういう市民の陳情・請願等もある一定程度は——一定程度といってもかなりの程度だと思うが、陳情・請願の権利を害することにはならないと思う。

(前島議員) 通年を原則にしながらも、当面は2回にしたという基本スタンスをよく考える必要があるのではないかと。そのことによってすべてを満足させることは難しい。物理的にそのルールの中で処理できることはきちんとし、おさめていただかなければいけないことはおさめていただくと、これは当然ながら我々の取り決めであるので、そういう意味で言えば、吉田議員が言われたように2回もチャンスがあるということも考えようによっては、そのチャンスを大いに活用していただいて、一方で専決処分をなくす努力をしたり、議会の監視能力を高めて二元制の機能を一層強化することなどを含めての2会期制であるので、その辺はご理解いただきたいと思う。

(守屋議員) 自民党としても、今の2会期制の中で今言われたことのみをとって、後退した部分があるとは全く認識していない。気軽に出せるという表現は適当でないと思うが、気持ちとしてはよくわかるので、やはりそのルールの中で対応していただくということをお願いしたいと思う。

(高山議員) 私たちは過去の議論の延長でまた議論をするわけで、市民にも神戸市会でどんな議論が過去にされてきたのかを踏まえて、陳情・請願をするという——そのときの思いつきで出してくるのではなくて、過去はどういう議論があったのか、それを踏まえてこういう陳情をしようとかというのは幾らでもできることであり、議事録を読んでいただくことも大事ではないかと思う。

(金沢議員) この点については、認めるわけにはいかない。4回も同じものを出してくるのはわからないと言われるが、それは市民の思いであり、市民の権利である。市会改革は、同時に市民の市政参画とか議会参画を強めると思ってやってきた。この点について後退するのは、根幹にかかわることだと思うので了承できない。2会期制にした場合に請願や陳情が受け付けられても、議会運営委員会などでこれは同じ請願・陳情ということで一事不再議になると想像しているが、例えば、こちら側で事情の変化が起こっていないと考えたとしても、当局に事情の変化が起こっているかもしれない。そういうことがわからないまま一事不再議で消してしまうのはおかしいと思う。その辺の事情の変化をだれが考えるのかと思う。

(安井座長) 気楽に陳情・請願を出せるのが神戸市会のいいところととらえる面と同時に、陳情や請願がそんなに気楽に提出されるものだろうかという面もある。通年制と同時にやろうとしているのは、常任委員会でのお互いの意見交換というか、激しい応酬といった中で、同じような陳情——名前を変えただけといったような形の陳情を——議会の機能性を考えたときに、これは党利党略ではない、市民のためと思いつつも果たしてそうなのだろうか、それが民主的な議会構成の上でどうなのかと考えたときに、もし趣旨を変えていただければ、今までどおりやっていけるので、2回でその機能を落とすことはないだろうという判断をした。それから、当局の方で事情が変わっているのではないかということであるが、これについては、議会として監視能力を持ち、また議会の調査能力があるのでその変化はすぐに受け取ることができるため、その辺の心配は及ばないと思う。もう1つつけ加えると、一事不再議、通年制について議会基本条例をつくるときに、各都市とも研究をされたようで、その上で、うまく機能していると考えているので、ご理解いただきたいと思う。

(林議員) 住民の権利を守りながら、議会がそれをいかに反映させて市政をチェックしていくのかという部分で、請願権・陳情権は当然に尊重していくべきだが、ここで陥りやすいのは、他都市でもそうだが、非常に形式的な部分について議論がされ、中身の部分が欠落している。陳情・請願は、形式であったり、回数を担保するのも必要だろうが、それが過ぎることによって、今まさに神戸市会での陳情・請願の議論は全く形式化していると思う。毎回同じようなものが出てきて、毎回同じような審査をしなければならない。私が空特委にいたときもそうだが、需要予測の見直しに関する陳情が出てきても、当局は、これまでの算式に基づいてやっているのを見直す必要は一切ないということが何回も繰り返される。議員の立場として大阪北部に100人アンケートをしたが、神戸空港を利用すると言った人はたった1人である。でもアクセスがきちんとあれば神戸空港を利用したいという人もいる。そういうことを私たち議員が調べて提起して、質的に深めることによって、陳情・請願ももっと深まっていくのだろうと思う。だから、その部分をもう少し担保するような形にしないと、回数議論を幾らしても、全く無意味な改革議論になってしまうと思う。内容をいかにもっと積極的に市民の意見を酌み取りながら、当局はどう考えているのかというようなことの仕組みを

変える、あるいは陳情者・請願者の意見を当局に直接質問できるような機会を与えることなどを考える方がずっと中身があると思う。

(安井座長) それでは、大勢において2会期制という方向であるので、そういう方向で考えていきたい。

(守屋議員) 平成18年に地方自治法が変わって議員が複数委員会に入れることになったが、神戸市はそれを採用していない。通年議会においては、余りにもボリュームが大きい福祉環境委員会があったり、余りにも短時間で終わる常任委員会があったり、こちら辺もこの機に——今までの概念にとらわれずに福祉と環境を分けるとか、1常任委員会ふやすとかも含めて議論するべきだと思う。やはり、実をしっかりとるように、また市民にも判断いただけるような形にするべきだと思う。それと2会期制になると、当然、会期が延びるので、議員の開会中の待機というか、拘束についてはどのような形を想定しているのか。

(安井座長) 2会期制をする上での常任委員会の割り振り、時間の使い方については、当検討会で議論するより、本質的には議運なり他の機関で議論するべきだと思うので、その方面に送らせていただきたい。また会期中の議員の行動であるとか、制約等については、特別にそういった研究機関、勉強会といったところで細目を論議していけばいいと思っている。これは、今後出てくるいろんな問題についても、部会でするのかなど、それぞれ考えていきたいと思う。

(北山議員) 通年議会を目指すということで、私は議会改革に参加しているつもりなのだが、2会期制にすることについて、これはある一定の妥協点ではないかと思う。先ほど守屋議員が言っておられたように、今の6常任委員会を9や12にしようと思えばできるし、議員も1常任委員会で終わりではなくて、2つ、3つでもできる、そういうことも考えると、常任委員会の数についても検討していただきたい。決算や予算などの特別委員会のあり方にまで影響してくる。私は常設の決算委員会であり、予算委員会になってもいいのではないかと考えているので、そういうことも念頭に置いた取り組みをしていただきたい。

(安井座長) 確かに2会期に分けるといふ思い切った改革をする上において、今言われたような諸問題が発生してくる。これを今ここで議論するには、余りにも膨大な時間と労力があるため、基本的なことをここで決定し、大切な部分については、それぞれの機関——議運や部会、実務者会議・幹事長会議などいろんな方法があると思うが、その方面に申し送りをさせていただきたいと思う。

(5) 本会議における質疑の在り方について

(守屋議員) 一問一答は、自民党としても以前から求めていたので原則は賛成である。特に代表質問の再質問は、一問一答でも回数制限をなくせば、しっかりとした形で議論ができると思うが、最初の質問は、一問一答は合わない気がする。それは各質問者の判断になるのだろうが、とんでもないことをされても困るので、それを担保するように最初の質問は今までどおりの形式をとる方がいいのではないか。それと、議案外質問を今回一般質問という形にするということだが、この一般質問は議員1人1人に与えられる発言のチャンスという概念であれば、今までは会派の時間割りであったが、これは1人が発言しなかったらその権利がなくなってしまう。ある程度の年齢の議員であれば自分の質問の機会を若手の議員に譲りたいという思いは結構ある。一般質問に衣がえして、会派としての権利を失わせるというのは、いささかもったいないのではないかと思うので、一般質問については原則議員個人に持ち分が行くのだろうが、会派内で融通し合える形をぜひお願いしたい。

(安井座長) 一問一答であれば初めから会話形式にすることは可能なわけで、それを少し制約してはという話だが、これは運営の問題だと思うので、ほかの部分で制約を加えることができないか——

一確かに守屋議員の言われたように本会議の品格もあるので、その辺については細部に検討が要るかとは思ふ。それと一般質問に対して、例えば期数の多い議員は、それを若い議員に譲って発言のチャンスを与えていくというのも議会活性化の1つではないかという意見であるが、この点について意見があれば。

(あわはら議員) 一問一答方式の本会議への導入の仕方だが、ほかの議会では最初はまとめて質問して、2回目から一問一答をしているところが多いと感じる。その辺は個人の選択に任すのか、ある程度規制をかけるのかは、今ここで議論するより運用のところでも議論したらいいのではないか。今回は一問一答制の導入、選択制ということを確認しておけばいいのでは。それと一般質問の考え方をもう1度座長から聞かせていただきたい。例えば69人全員が一般質問すれば、最低20分としても、本会議を5日間ぐらいしないといけなと思うが、それでもするという事か。

(安井座長) 69名が1人30分ずつしたら、すごい時間になる。兵庫県では2年に1回45分となっているようである。そこまで書き込もうかと思ったが、この辺は皆さんと議論しないといけな。当局もひな壇で質問をずっと待っているわけであるので、当局とのネゴも必要かと思ひ、あえてそこまで試案を出さなかった。これについては、あわはら議員が言われたように、一問一答、一般質問を導入するという事を決定しておいて、運用については議運、部会等で再度論議をせざるを得ないだろうと。ここで、2年に1回あるいは3年に1回にするという議論をするにはふさわしくないと思ふ。

(あわはら議員) ここでどういう形がいいのかは詰められないと思うが、私としては、一般質問を個人の権利として認めるという考え方は大賛成である。できれば20分なり30分なりというものを担保して、それも個人の権利なわけで、先ほどの議論とは相反するかもしれないが。今回質問がなければ放棄をすればいいわけである。2年間45分では本当に個人質問が権利として与えられているとはいえないのではないか。権利として与えるということは、やはり適宜応じて質問できるのを担保されているということなので、それを行使するかしないかは本人の判断だと思ふ。

(安井座長) あわはら議員にお聞きしたいが、例えば質問時間が1年間30分として、その30分を別の議員にあげて、その議員が合計1時間質問をするというシステムはどう思ふか。

(あわはら議員) そのシステムは余り意味がないと思ふ。個人質問というのは、国政問題だけではなくて、議員が日常的に地域でいろんな活動をしてつかんだ話も含めて質問できるところに意味があり、その権利を他の議員に渡すというのは個人質問という考え方、権利を行使するという立場からすると違ふと思ふ。

(林議員) 基本的な考え方として、議員個人が自分の権能に基づいて質疑するのは大賛成である。しかるに、その人数の制限で他都市を見ても3日間連続で一般質問をしているところもあり、当局は大変だと思ふ。2年に1回は非常に厳しいと思ふので、どういった仕分けをしていくのがいいのか皆さんで議論して英知を集めた方がいいのではないか。基本的には、その都度質問ができて、質問をしない方は放棄するという形で、質問項目が同じのが結構——西宮市を見ても、地域によって同じような質問が出てくるので、例えば区なら区でまとめて、東灘だったら9人いるので、この問題は私がやりますから、先生はこの問題をやらしてもらえないかみたいに割り振りをすると、当局も答弁しやすいだろうと思ふ。特に個人の問題は地域に根差した問題が多いと思ふので、その辺は議員間同士での調整も他都市ではやっているようである。うまくその辺も調整しながら、どの程度ここに書いていけるのかは、議会としての知恵の出どころだと思ふが、基本的な考えは賛成である。

(池田副議長) あわはら議員と林議員にお聞きしたいが、随時一般質問、個人質問ができるという

ことは、集中審議期間の4回とも一般質問ができるという理解に立っているのか、それとも年に1回だけの質問と考えているのか。

(あわはら議員)全部できるとは思っていないが、少なくとも2年に45分という、それは儀礼的に与えられただけである。やはりそれぞれの時期に応じて質問する課題はあると思う。そう考えると、1年間に少なくとも第1回定例会、第2回定例会と2回あるので2回は担保してもらわないといけないと思う。

(守屋議員)一般質問の前に代表質問があるわけで、会派によってはほとんど毎回か、2回・3回に1回は出番がある議員もおられる一方で、2年か3年に1回しか回ってこない会派もある。先ほどのあわはら議員の話では、日常的ないろんな質問も含めてするということだが、それは委員会ですべきで、もともと神戸市会の場合は、議案外質問がどちらかという一般質問的だという説明を受けてきた。品格と言え失礼だが、重みのある質問にしないと、余り細かい質問を本会議場でする必要があるのかと思う。どれが重みがあって、どれが軽いのかは難しいが、今の議論を聞いてみると、何かすごいことになるのではないかと心配なのでぜひ議論していただきたい。

(安井座長)大勢としては、①一問一答制を導入し、質疑者の選択にゆだねる、②発言回数制限の廃止、③議案外質問を廃止し、一般質問を導入する方向で行かせていただいて、細目についてはそれぞれの機関で一度検討してもらおうように整理していく。守屋議員の言われたクオリティーの高い質問というのは、文言に書き込みづらいところがあるのでそれについてはまた工夫したい。

(金沢議員)(5)⑤の反問権の趣旨の確認について、当局の趣旨確認の時間は、質疑時間から外すべきだと思う。

(安井座長)これについては、一度また論議をしないといけないと思う。

(かわなみ議員)反問権の趣旨確認の時間を質疑時間から外すことについて考えるということなら、④の答弁時間も同様に質疑時間から外すことは考えられないか。

(池田副議長)⑤は議員の質問の趣旨がわからないものについて、理事者側からその内容を確認するもので、④の質疑時間の管理は、会派で割り当てられた時間の中で質疑応答をするという時間配分であるので、基本的な時間の見方が違う。

(かわなみ議員)60分とか決められている時間のうち、単純割り考えれば30分が議会側で、30分が当局側であるが、やはりその配分がうまく調節できていないのではないか。当局の答弁が非常に長く、議員は20分ぐらいしかできなくて、もう少し話したかったことが進められないということがあるのではないかと思う。それなら単純に60分割り当てるのであれば、半分の30分を議員側の権利として行使できないかという趣旨である。

(池田副議長)それはわかるが、そういう議論を行ってきた経過の上に座長試案としてこれが出てきていると思う。

(安井座長)今までの議会の質問時間と当局の答弁時間を調べると大体1対1になっている。質問している方は答弁が長いと思っているが、答弁している方は質問が長いと思っている。ただ、反問権については、確かに一度考えてみようと思いたい。

(6) 委員会活動の活性化について

(守屋議員)議運の決定を受けて各委員会をおおむね月1回開催しているが、委員会によっては審議する事項が余り見当たらないのに開催している部分がある。もっと機動的に――逆に月2回にしても構わないが、少し形式的になる恐れがあるのではないかという意見が我が会派で出たので、運用の面で機動性を持たせるようにすべきだということ意見を意見として申し上げたい。

(金沢議員) ①に報告を聴取し、調査を行うと書いてあるが、今、実際にされているけれども、現地調査も必要に応じて要ると思うし、市民からの意見聴取が必要なことも出てくると思うので、そういうことも盛り込んでいただけたらと思う。

(高山議員) 守屋議員や北山議員から常任委員会・特別委員会のあり方についての発言があり、これについてはこれまで議論していないので、その他検討項目でもう少し幅広く議論できればと思う。

(安井座長) 守屋議員と北山議員は通年制をする上において、今の常任委員会で福祉環境委員会等はかなりボリュームが高いため、もう少し分配し、常任委員会の数もふやしたらどうかという意味の発言だったと思う。それに対してはもっともな意見だと思うが、私だけで決めるわけにいかないので、議運や部会、幹事長会議あるいは委員長会議など、その担当する委員会に申し送りをして結論を出させていただくということ为先ほど申し上げたところである。

(高山議員) 活性化とあり方を分けるということか。

(池田副議長) 常任委員会の数をふやすかどうかは活性化とは別の次元の話である。

(高山議員) コンテンツは分けてということか。

2) 政策立案・提言機能の充実

(1) 議会政策提案条例の制定について

(安井座長) これについて意見があれば。

(なし)

(2) 政務調査活動の在り方について

(安達議員) ③の政務調査員については所属議員5名ごとに1名を配置できることとするということになっているが、政務調査員以外に事務補助員が各会派におり、政務調査員と同じ割り振りになっていると思う。これはもともと連動していると思うので、仮に政務調査員が所属議員5名ごとに1名と決まった場合、事務補助員も同じ規定を当てはめるべきではないかと思うがどうか。

(松本のり子議員) 事務補助員は何人に対して何人になっているのか。

(事務局) 基本的に連動という考え方ではないが、市会業務職員は、政務調査員と同じで5名で1名、15名で2名の規定になっている。

(金沢議員) これでいくと10名になると事務員もふえるということか。

(安井座長) これは予算の問題があり、これについては後日協議するという事で置いておきたいと思うがよいか。

(守屋議員) 突然に申し上げたので、各会派とも内部的な調整はできていないだろうが、民主党さんも14名で1人というのはどう考えても無理がある。どちらにしても、予算等に係る問題は当局と協議するというコメントが書かれているので、後で協議ではなくて、今、反対する会派もないと思うが。

(安井座長) この場で急に出た話であり、各会派も持ち帰って協議したいだろうと思う。事務局が当局と協議してそれだけの予算措置が議会費として出せるかどうかも重要であるので、それを含めて当検討会で協議したいと思う。

(林議員) ①②③とも全く異議はない。①については、少数会派としては一日も早く実現してほしい。できれば来年度ではなく、今年度から前倒しで実施できないか、②の海外調査も①と連動して1人でも海外調査に行くことが可能なのか伺いたい。先ほどの意見(市会業務職員の配置基準)については我々の会派としても異議はない。

(安井座長) 1人でも調査を行うことができるということは、この条例の制定の時期になると思う

が、できるだけ早い段階で実現できるよう頑張りたい。1人でも海外に政務調査費で行けるようになるのかということについては、政務調査費という公金をどう使うか、我々としては疑わしきことはしないという方針のもとでやっていかないといけない。例えば政務調査費で行く海外調査についての指針をつくらなければならないだろう。それをどの機関で議論するのかを含めて検討したいと思う。ただ、政務調査費で海外調査に行くことについては決定しておきたいと思う。

(松本のり子議員) 政務調査費で海外調査をすることは認めるわけにはいかない。今、海外調査に行けないということではない。予算を別枠で組んでいる今のシステムで行けばいいと思う。

(梅田議員) 政務調査費の中で海外視察をすればいいというのは、別枠で1人何十万円も使うより、国内の視察には政務調査費を使っているのだから、それを使って海外へ行けば節約になるのではないかと。別枠で予算があるからと言われたが、それではまた予算を組まないといけないし、それだけ出費が多くなる。

(松本のり子議員) 予算は3月に2,000万円いつも組んでいるのでわざわざ組む必要はない。確かに政令市の大半が政務調査費による海外調査をしているが、していない川崎市に聞くと、平成19年の議会改革の中で、この問題については最終的に意見が一致しなかったのが今までどおり別枠の議会費の中で行くことになったとのことであり、この方が筋が通っていると思う。

(梅田議員) できるだけお金を使わないようにしようということ。

(崎元議員) この前、仁川と大邱に行かせていただいたが、やはり現地に行って——インターネットで調べられないことはないが、現地に足を運んで、大邱では神戸と同じような方向で医療関係の構想を持ってやろうとしているし、それはやはり行ってわかることである。これから神戸の発展のために参考にしなければいけないことは、行くことによってより深まっていく。政務調査費で会派の複数以上で行くことにより、今後よりよい施策を打っていくことができるのではないかと。この前共産党さんがインターネットで見たらわかるのではないかと、それなら国内の視察もすべてインターネットで調べたらわかることになり、そうではないということをご理解いただきたい。

(守屋議員) 自由民主党も政務調査費の使い方について、国内、海外という考え方自体がおかしいと思っている。今まで政務調査費を利用して国内の視察等も実施していたが、それと同様か、それ以上に近隣諸国も含めて視察するということが非常に重要だと考えており、政務調査費の使途基準については見直すべきと考える。今ある予算をなくす必要があるとは思っていないが、議論の中でそうすべきだということであれば、それについては議論をさせていただきたいと思う。私たちはこの政務調査費に限ってそんな制約された中での使途ではなく、本当に効果があって、実の上がる使い方に変えていくと。行かなければいけないというものではもちろんない。必要があればそういう形にも使用していくという考えである。

(あわはら議員) 政務調査費で海外調査ができるようにすべきだと、私もずっと前から考え方としては持っていた。昔は考え方として海外調査は別物だったと思う。ところが最近、例えば港をどうやって復活させるかと考えたときに釜山港と神戸港はどうかと、特に日本海関係の在来のもものが釜山を経由しているのはなぜかというのは、神戸の政策を研究するためにも、釜山なりシンガポールの港の現状などを調査することがある意味では政策づくりという中では一緒になっている。だから、海外調査と国内調査を分ける意味が、こういう社会になってきた場合にはもうなくなってきている。そうであるなら、政務調査という本来の政策づくりのための費用は各会派に割り当てられているので、それを活用するというふうに整理をしたらいいと思う。今まで特別にあった海外視察

の2,000万円はもうやめて、そのかわり調査費の枠の中で国内調査をするのも海外調査をするのも同じという視点に立って、その選択はそれぞれの会派に任せたらいいではないか。ただし、信頼性を担保するために細目は整理をする必要はあると思う。

(松本のり子議員)昭和57年の政務調査費経理要綱に政務調査費で海外視察は行かないということが明記されている。なぜそのときにそう決まったのかは知らないが、そう決まった理由があるから政務調査費で海外視察に行かないとなっていると思う。今、皆さんから大邱はどうだとか、いろいろ教えていただき、私もそれを否定するものでは全くないので、今ある制度で行けばいいではないか。梅田議員からお金のことが出たが——全体の議会費の見直しは今後なされていくわけで、それで議会費全体の見直しはしたらいいと、今ある制度をやめてまで政務調査費で行くということは、今お聞きしても理解できない。

(林議員)今ある制度すらおかしいと言われているのに、今ある制度を利用したらいいというのは議論として成り立ちにくいのではないか。

(松本のり子議員)私も勉強してどこかで一致しないといけないというところで、川崎市のように議会改革の中で政務調査費からではなく、今ある公費で今までどおりということになったということを知ってそれはそうだと思った。だから、それを覆すだけの——今までの制度ではなしに、政調費でというのが、もうひとつ理解できない。

(安井座長)要するに議会費をできるだけ節約して、その2,000万円をほかに有効に使いたいということが1つ。それから、政令市の中で神戸市と川崎市だけが政務調査費での海外視察が認められていない。これは前に決定したことについては再検討するというので、市会において海外視察というのは非常に大事なことであるという観点から座長試案を提案させていただいた。大勢において政務調査費における海外調査は認めるということだと思うので、そういう形で進めさせていただく。

(3) 予算編成権、修正権、議会予算教書について

(安井座長)これについて意見があれば。

(なし)

3) 市民参加の積極的な促進

(1) 議会報告会について

(あわはら議員)議会報告会は、将来的な検討課題とされているが、大都市の中で議会報告会をどういうふうにするのかはいろいろなやり方があると思う。これからつくる議会基本条例には、議会報告会はできるという表現で担保をしていただけないか。なぜかという、議会の活動を住民によく知っていただくためには、議会報告会は欠かせない。他都市では、議会報告会を通じて議員の資質を高めることができるようになったと、いろんな質問が飛び出してくるので、それに対してきちんと答えないといけないし、今議会で何が一番焦点なのかということを議員全体で議会報告会を通じて議論ができるようになったと、もう1つは、会派を超えて議会という視点で物が見られるようになったというような報告を議会報告会をしている都市の議員から聞いており、議会活性化の非常に重要な役割の1つだと思う。議会報告会をどういう形でやるかは、もう少し検討が要ると思うが、議会基本条例には議会報告会ができるという表現を入れていただきたい。

(林議員)全く同意見で、やはり議会基本条例をつくるならば、市民とのパイプという点で——もちろんインターネットや広報紙というような広報機能は持っていくのだろうが、市民との触れ合いという意味で、首長も出前のいろんな会議をされており、議会も議会総体として何らかの形で担保してほしい。常任委員会単位でもいいし、少し工夫するといろんな方法があるのではないかと思う。

今後素案をつくっていく中でどこかで、本会議場でもいいのだが報告会という形で、こういう経過でここまで議会基本条例について話し合いをしてまとまってきたということを全議員とともに市民にも傍聴していただいて、座長から報告するような機会があった方がいいのではないかと思う。そういうことを担保していくのは、議会基本条例の性質的には重要なことだと考える。

(前島議員) お二人の意見を否定するつもりは全くないが、ただ、ここに書かれているように、会派間の意見の違いというのは、明らかにいろんな政策に対する意見をすり合わせながら議論をし、最終的に条例化したり議案を通したりというようになっているので、それをどう報告するかは大変難しい課題である。だから、将来的な検討課題とするという座長試案は、非常に適切ではないかと思っている。これを何らかの形で担保するというのは、今はやり方も含めて難しいことであり、今後検討していくということで残していただけたらと思う。

(安井座長) あわはら議員と林議員にお聞きしたいが、議会報告会が成功している都市はどこか。

(あわはら議員) 会津若松市の議会報告会は、最初はやはり混乱したらしいが、最近落ち着いてやれるようになってきたと聞いている。それから明石市がそろそろやり始めるようで、これは最初なのでどうなるかわからないが、明石の場合は、常任委員長が前面に出てということで、常任委員会ごとの質問があったときには、その常任委員会の委員長が答えるということで、会派間の意見の違いを先ほど言われたが、少なくともそこはこういうふうにしてクリアしていこうと。会津若松でも強調されていたのは、そこで出てくる意見にすぐ反応して答えるだけではなくて、いろんな市民からの提案があるので、その提案を議会全員で持ち帰って、議員間討論をして、それが制度や政策になったりしているケースもあると聞いている。大都市で実施するのは難しいが、例えば区単位でやれば、地方都市と同じぐらいのレベルになるので、そこらも工夫すればできるのではないかと思うので、議会報告会はできると条例には担保すべきである。

(林議員) できない理由は幾つもあると思うし、過去の例でも、非常に形骸化し、政党が動員するという事も聞いているが、あわはら議員が言われたように、小さい地域、例えばニセコ町や会津若松でも地域を分けて分散してやっているということで工夫している。大都市の場合はなかなかそれが難しいので、第一義的にはデジタル化を進めていくべきだろうと思っている。やはりアナログで市民と接するところ、自分の後援会とか支持者だけではなくに、議会は何をしているところなのかということで、議長・副議長が何らかの形で説明会をするとか、あるいは常任委員会別に委員長・副委員長から今期こういう形で話し合っ、この案件については、こういう賛成意見、反対意見があったというような報告をして、さらにそういう議論を深めていきたいということである。最初はどうしても形式的になると思うし、いわゆるプロの市民が押しかけることも予想されるが、議会基本条例をつくるならば、住民とのパイプという点で何らかの形で工夫して、文言として担保できないのかと思う。

(安井座長) 両議員が言われたことについては、私も思いはあるが、ただ、ほとんどの都市がうまくいっていないという結果を聞いている。ある政党が動員して、議員がつるし上げに遭ったとかということを見ると、議会基本条例でそれを担保する以前に、まだ整理をしなければいけないことが大分あるのではないかということで、検討課題とするという文言にさせていただいたわけである。両議員のご意見はよくわかったので、また検討させていただきたいが、このことについてはこういう形でおさめさせていただきたい。

(守屋議員) ②のインターネットは、今も録画等を含めて配信をしているが、座長試案では、インターネットによる生中継また録画放映を本会議以外もすべての常任委員会・特別委員会に拡大して

広報機能を充実するというのは、概念的には非常に結構なことだと思うが、一部の委員会においては、本当に項目の説明ぐらいで終わってしまう場合があり、逆に市民から、これは何だと、福祉環境委員会みたいに朝から晩まで議論がある委員会もあり差があるため誤解を生じるのではないかという懸念がある。このインターネットの生中継については、議会報告会よりもよほど皆さんがしつかりと見ることができ、また何回も再生できるので、非常に意義があると思うが、常任委員会についてはもう少し議論をするなり、取り扱いについても少し注意していただくことが必要ではないかと思う。

(安井座長) 特にこれについては予算の問題があり、当局と協議しないといけない。今言われたことは、今後、常任委員会がそうあってはいけないという議会人としての心構えの問題もあろうかと思うが、このインターネットによる生中継は予算とあわせて意見として承っておく。

(2) 休日・夜間議会について

(金沢議員) ここに市民の意見を二分するような議論が起きた場合と書いてあるが、だれがこの市民の意見を二分するような議論であると認定して、こういう場合は開催するとなるのかが文言的にもわからない。できればもう少し具体的に書いていただきたい。

(安井座長) だれが判断するのかは、議員が声を上げて議運なり議長が判断することになると思う。具体的に書いた方がいいということなので、文言については少し考えていきたいと思う。

(3) 請願・陳情、傍聴の在り方について

(松本のり子議員) ①には、市外居住者は陳情を郵送されても要望書として取り扱うこととすると書かれている。確かに総務財政委員会では、神奈川県・愛知県などいろんなところから、時には地球防衛隊をつくるように国に意見書の提出を求めるといった非現実的だと思う内容の陳情も他都市から出てくるが、そういった市外の人であっても、神戸市会においては、きちんとこれまでどおり審査していくことが必要なのではないか。

(吉田謙治議員) ここに書いてあるとおり要望書扱いでいいのではないか。我々がどう受けとめるかということであって、それを拝見して議論しなければいけないと思えば、自由に我々が委員会等の場で議論ができる。少しひっかかるのは、市外とか市内とかという問題も確かにあるが、そもそも神戸市会で議論することにはいかにどの意味があるのかよくわからないものも、現に所管がなければ総務財政委員会でも審査しているわけで、要望書として取り扱っても、文書は拝見しているので、その方の意見を無視することにはならないのではないか。議論すべきだということであれば、市外居住者で郵便で送られたものであっても、議論の俎上にのせることは我々の判断のできるもので、そういう意味では要望書扱いでいいのではないかと思う。

(松本のり子議員) そうしたら、陳情で出てきたときに議会事務局で要望書扱いにするのか。

(安井座長) 議長である。

(松本のり子議員) 委員会には要望書として出てくるのか。

(事務局) 一般的な要望書扱いとなると、全会派にその文書をお配りすることになる。

(松本のり子議員) そうすると、どこで議論するのか。

(安井座長) その要望書が必要だと議員が思えば、常任委員会で発言できる。

(松本のり子議員) 陳情者は議会で審議してほしいという思いである。それを議会で勝手に要望に変えていいものか。

(吉田謙治議員) 今、陳情書は、議長が必ず委員会に送付をされるのだが、一方で、その委員会で議論をしなければいけないと、なぜ拘束されなければいけないのかということがある。本当に議論

をすべきだと認識をすれば、要望書であっても委員会で議論の俎上にのせることは我々の権限でできる。先ほど地球防衛軍の話があったが、それを大事だと思うのであれば俎上にのせたらいいだけの話である。陳情を必ず委員会で審査しなければいけないとなると、どう見ても必要ないと思うものも全部委員会で審査しなければいけないことになる。委員会にはいろんな課題があるので、委員会の運営上、陳情がどういうものであってもしなければいけないとなると拘束され過ぎではないかと思う。要望だからといって、一切それが議会で議論されないということではない。それが大事だと思えば議論すればいいし、必要であれば当局の説明を求めればいいことだと思う。

(松本のり子議員) 国民が出された陳情について、時間の制約があるから要望に変えるというのは、やはり納得できない。こういうものは意見を当局に聞くものでもなく、意見表明をするだけなので、時間は限られた10分か15分ぐらいで済む問題であり、何ら負担になることもないと思うので、陳情は陳情として扱っていくべきではないかということ意見を意として言うておく。

(安井座長) 特に市外から郵送により提出された陳情の取り扱いについては、要望書扱いとする方向が大勢であることを確認し、そういう方向で進めていきたい。

(あわはら議員) 市外からの陳情については、私も共産党さんと同意見である。陳情権は、だれであろうと守られないといけないのではないかと、それだけ言うておく。市会運営委員会・同理事会の公開の問題だが、公開にするべきである。今は報道機関だけになっているが、一般傍聴を認めているところは全国でも非常に多いことから認めるべきではないか。この理由に、市会運営や本会議の議事に関する事前確認の場と書かれているが、日の丸掲揚の問題も市会運営委員会で議論され、市民の関心のある議論も市会運営委員会で行われている。

(松本のり子議員) 前回、市会運営委員会・同理事会の傍聴ということを行ったが、2008年6月の地方自治法の改正で協議または調整を行う場というのは、議運や理事会も法定会議として位置づけられている。

(安井座長) 理事会は入っていない。

(松本のり子議員) では、市会運営委員会が法定会議として位置づけられている以上は、一般傍聴は当然だと思う。また理事会の傍聴も将来的な研究課題ではなく、検討していくと変えていただきたい。

(安井座長) 傍聴の件に関しては、研究課題としてお酌み取りいただきたい。

(守屋議員) 請願・陳情の取り扱いについて、同趣旨のものが多く出されるときがある。それが1人1人口頭陳述をされるということが以前あり、これは事前に同趣旨のものはまとめるとか、口頭陳述も1人だけにするとか、数人だけにするとか、委員会はそれ以外の重要な案件も抱えており、それで相当の時間をとられてしまう、それも内容は全く一緒ということであるので、しっかりとしたルールをつくっていくということをまず申し上げたい。それと、傍聴者の不規則発言とか暴力行為とまでは言わないが、そのままほうっておくと危ないということも以前には見受けられたが、今回、傍聴の制限については、座長からは示されていない。地方自治法でも危険があれば警察の介入を求めるとか、余りにも傍聴者を抑えられない場合には傍聴者をすべて排除できるということまで明記されているので、本市会においても、市民の代表として議論している中で、秩序が保てないというのは非常に大きな問題だと思うので、今後の議論の中でまとめていただきたい。

(かわなみ議員) 市会運営委員会は各会派から幹事長1名の出席だと思うが、一般の議員も傍聴できない。理事会を含めて議員も傍聴という形で参加できないか。

(事務局) 基本的に会派の代表者に議運に出していただいている。スペース上の問題からも他の議員

の傍聴についてはご遠慮いただいている。

(かわなみ議員) 我が会派は1年生議員ばかりなので引き継ぎではないが、やはりもう1名行くことで会派の意思疎通をよくすると思うので、参加表明があれば議員の傍聴はオーケーにしていきたい。

(吉田謙治議員) ④の傍聴の話だが、別に公開すべきでないと言っているつもりはない。むしろ非公開にしなければいけない積極的な理由は多分ないと思う。ただ、ここで言っているのは物理的な話で、現実には難しいということもあって研究課題になっていると理解をしている。会派の事情はあるのだろうが、それは会派の中で意思疎通を図っていただくべき話だと思う。これはスペースの問題がベースにあるので、広くなったら別に何も問題ないと思う。

(かわなみ議員) そうならば、この部屋みたいに広いところでやればいいことだし、部屋が狭いからという理由は理解ができない。議事の進行、事前確認という場はわかっているが、やはり見ておきたいというのがある。

(吉田謙治議員) そういうことも含めて検討課題ということである。そう深刻な話でもないと思う。見学したいのであれば、個人的には構わないと思う。内緒でしなければいけない話ではないが、やはり各会派の代表が来られて、そこで代表して議論するという場なので、そもそも理事会はそういう趣旨だということをご理解いただきたいと思う。ここでしたらいいという話とは全然違うと思う。

(安井座長) この問題は、改革検討会で議論すべき性格のものか、議運や代表者会議ですべきものかわからないが、ここでノーと言っていないのは、今、吉田議員が言われたようにノーという積極的な理由が見当たらないということもあり、そういう意味で研究課題にしている。今言われたことについては、担当の方で——担当というのはこの部門で研究するのかを含めて一度勉強していきたいと思うので、時間をいただきたい。

(松本のり子議員) 先ほど同一趣旨の請願や陳情がたくさん出て、委員会が長引くという話があったが、1人1人それぞれ違うので、同趣旨であったとしても、みんな気持ちを言いたいからこちらに来られるのであって、ましてや2会期制になれば幾らだって審議はできる。何のための議会なのか、もっと市民の声をしっかり聞いて、それを市長に届けていくことも議員としての大切な役割でもあるので、私どもはそういう意見については了承できない。

(守屋議員) 同趣旨の特に陳情について、今、個人が個人の意思で提出されているので、それを尊重すべきだと。そうであるなら、名前だけであとは全部一緒というのは本当に個人がされたのかと、疑ってはいないが、そういう場合にはやはり中身が一緒なのでまとめていただいて、口頭陳述も同趣旨ということで、それは合理的に判断すべきではないかということをお願いしている。それを無視するか除外するという意味では決してない。見ればわかるので、その場合には30出てきたら、30をまとめてするというのは合理的であると思う。それはやはり制度化をするべきではないかということをお願いしたつもりである。

(4) 住民意見の反映(意見募集・検証)、専門的知見の活用について

(安井座長) 意見があれば。

(なし)

4) 議会及び議員活動の在り方等

(1) 議会基本条例の制定について

(守屋議員) 議会基本条例の内容の例示を見ると、段取りがよすぎると思う。別項目でもしっかりと今までの議論の積み重ねを入れていくのは当然だが、このままはめ込んだら終わりなのか。例示

の提示はまだ少し早いのではないかと思う。

(事務局) 今回例示として挙げているのは、むしろ右側の検討会での項目で、これまで1から3の米印の中で議会基本条例に盛り込むという表現を集約したのがこの表である。特に右側の表を項目別に柱立てをするために左側の柱を設けている。これは一般的な他都市の例から柱を持ってきており、それを例示するとういうはまり方をするというので、あくまで今回、議論がなされた部分のみを載せているだけである。議論のない部分については今後の議論になろうかと考えている。

(2) 地方議員の身分(制度上の位置づけの明確化)について

(かわなみ議員) 議員報酬については改めて検討していくと書いてあるが、この検討会ではもう検討しないのか。改めてというのはどういう形なのか。

(安井座長) この検討会では、議員報酬及び議員定数について、これ以上の検討はしない。理由は、みんなの党さん、共産党さんの削減理由に根拠が余りなかったということである。例えば、党の公約であったということ、会社であれば会社が苦しいときは役員からまず給料をカットするべきであるということ、この程度が市民感情に符合するであろうというのが大体の意見だったと思うが、それにより、議員報酬・議員定数の議論をすることができるかと考えたときに、1つには、選挙ということを考えて、まだ3年先のことであり、そういうことを十分考査しながらこの問題については、従来代表者会議であるとか、議運の理事会であるとか、場合によっては常任委員会で検討してきた経過があり、どこで議論をするかは皆さんの意見を聞きたいと思うが、当検討会ではこれ以上議論を深めることができないという判断をさせていただいたというのが理由である。

(かわなみ議員) 今言われた3つ目の市民的意見と専門的なところで判断するという——例えば報酬の改定をするには審議会があり、それは市長が委託するものである。この改革検討会は議会みずからムーブメントを起こして変えていこうということだと思うが、その中で根拠があるのかないのかということで前は平行線で終わったけれども、例えば検討会が第三者機関を設置して、根拠がないなら——93万円という月額報酬も根拠があるのかわからないが——それを第三者機関に託してコメントをもらうのも整合性が出てくることだ考える。どこで議論をするのかこれから考えるのではなくて、少なくともこの改革検討会は、議員報酬や議員のあり方を検討するところであるので、これは避けて通るべきでない。市長に委託するような審議会で報酬を決めるのではなくて、私たちが能動的に動いた形で第三者委員会などをつくることを検討して、そこである程度のフレームワークをつくって、時間を区切って検討するべきである。大阪にしても、市長と議会が一緒になってやっている。神戸の議会はどうするのかというときに、私たちが能動的に自分たちを制していくところが今回の議会改革で出てこない、市民からは何かやっているぐらいの話になると思う。みずから動き出したということは物すごくインパクトがあると思うので、ぜひもう1度考えていただければと思う。

(林議員) 私たちの会派も今の報酬や待遇が絶対だとは思っていない。何らかの形で客観的に、あるいは公平に、学識的に判断できる人たちに集まっただき、さらには市民も入っていただいた第三者機関の設置を将来的に担保していくという意味での検討が必要だろうと思う。特に、議会として行政をどうチェックしていくのかということがある。特別職の給与は全部公開されているが局長以下はホームページにも出ていない。公開している自治体も出てきているので、そういったところも知りながら、例えば局長・区長、あるいは副市長は幾らで、では議員はどれくらいがいいのかというバランスもあるし、そういったことを多角的に検討できるような第三者的な委員会で検討していく方がいいと思う。

(あわはら議員)今の議員報酬の93万円も根拠があるのかというと、なかなか根拠を見出すのは難しいと思う。ただ2割カット、3割カットが先にあるという議論ではなくて、市民に理解を得ることができる議員報酬のあり方を市民も入れた第三者検討委員会ですべきではないか。これは全国的な流れでもあるし、我々が自信を持って議会活動をしていくためにも、市民の理解を得ることが非常に大事で、そういう意味ではある程度の科学的な根拠も明示して、その結果が1割削減になるのか、2割削減になるのか、逆にふやすということになるのか、その辺はわからないが、そういう手順を1年ぐらいかけてした方がいいのではないかなと思う。報酬については改めて検討していくということだけではなくて、例えば市民も入れた検討会を設けて、1年ぐら検討していくということを改革検討会から提案することがあっていいのではないかな。議会基本条例をつくっているところは、議員報酬の検討委員会を並行してやっているところもあるので、そういう会をつくって、議員報酬の正当性みたいなものも出していけばいいのではないかなと思う。

(吉田謙治議員)(2)①を条例に盛り込もうということで、要は議員報酬の話をしなさいと言っているのではなくて、これは非常に重要な問題として考えなければいけない。市会議員の職責は一体何なのかと、首長との関係でどういことをしなければいけないのか、市民からどういことを求められているのかが一番大きな問題だと思っている。したがって、議員の権限の問題も条例にきちんと盛り込んでいこうということで、先ほどの調査権の話にもあったが、我々の責務というのは地方自治法にも明確に書いていないし、市の条例の中でも、市会議員にはどうい権限があつて、どうい仕事をしなければいけないのかということが明確に書かれていない。まして非常勤特別職公務員という極めて不安定かつあいまいな位置づけがされているところを整理しないと、そもそも議員報酬とは何なのかという話になる。まさに議員報酬であつて、国会議員の歳費とは全然違うわけである。だからこの①の問題だけではないが、我々の職責とは何なのかということ为首長との関係や議員の役割としての議員間討議の問題もそうだが、市民から見たときに、本当に市会議員は、きちんと議論をしてその仕事をしているのかということが問われているので、むしろそちらの議論が先である。議員報酬の93万円が高いとか安いとかという話が先に出てくるはずはない。この議論を十分深めた上で、それでは議員の報酬はどうあるべきかと。世間の皆さんの給料が1つの判断基準にはなっているが、一方で我々の身分が不安定だと、本当に市民の期待にこたえられるかという問題もあり、あらかじめ何割カットという議論は暴論であつて、我々がやっている議論の前に言われると困る。先ほどあわはら議員も言われていたように、こういう議論を踏まえた上で、今1年と言われたが、議論は十分に尽くしていくべきだと思う。この議会改革検討会は議会基本条例をつくらうということでやっているのであつて、議員報酬は議員報酬条例が別途あり、費用弁償も別の条例で規定されており、その条例改正の議論はしかるべきメンバーでなければいけない。市民や学識経験者の意見を聞くのは当然だと思うし、そういった議論をしていこうということで、ここでやめる、やめないという話ではない。

(かわなみ議員)これはやめるとかという意味ではなくて、この改革検討会はすべてに関して見直していこう、改革していこうという意思の検討会だと理解しており、報酬や議員定数も当然含んでいる話で、先ほど言ったように第三者委員会の立ち上げはあつてしかるべきではないかなと思う。それと、ねじれていると思うのは、審議会によって議員の報酬が決定されるという条例がある。それは市長が委託した方によって審議されるということで、神戸市会が自律した二代表制を言うならば、議長が招集した第三者委員会なり、みずからが立ち上げた第三者委員会で審議するのが筋ではないか。市長によってではなくて、議長によってした方がいいのではないかなと考える。

(池田副議長) そもそも改革検討会をするというのは、基本条例をつくって議会の活性化を図ろうというのが1つにある。全国的にも現在の議会のあり方について、多くの市民から疑問が投げかけられている。だから、議会基本条例をつくったり、報酬の話が出てきたり、議会不要論まで極端に言えば出てきているわけである。それではいけないと、市会の役割、機能、権能というものをきちんとしていこうということで、議会基本条例の制定を1つの柱としながら、議会活性化に向けて今回のテーマでは報酬、定数の問題も含めて議論をしているわけである。何も今、座長試案としてやらないとは言っていない。今回の改革検討会で議会基本条例をつくって改革をする、通年議会もそうである、通年会期制というのも議員は通年常勤で仕事をしているという形になれば、議員報酬の問題を含めて市民の見方は変わってくると思う。今、年4回の会期制でやっている、そこだけ議員は仕事をしているのかと、その仕事が見えてこないではないかと、何をしているのかという議論に発展している。だから、議会報告会の話が出てきたり、インターネットによる生中継の問題なり、議員が何をしているのかを市民に見ていただける議会をつくっていこうというのが、この検討会の1つのテーマでもある。そういうことをやり切っていく中で、議員報酬や議員定数の問題は、議論していけばいいのではないかと。そのやり方はいろいろある。審議会を設けるとか、議員間だけで討議をするなどいろんなやり方があると思う。今回はこういう形にして、通年会期制にしても市会のあり方、運営は大きく変わるわけである。そういう姿を市民に見ていただく中で、2年なり3年なり検証して、それで議員報酬、議員定数はいかにあるべきなのかという議論に行けばいいのではないかとと思う。

(金沢議員) 三重県は通年議会をして、同時に議員報酬や政務調査費もたしか1割だったと思うが、第三者委員会をつくり、みずから削減をしたというのがあったと思う。先ほどから公選職の立場を明確にして、議会基本条例をつくって、それからみたいな話になってきているが、別に順番にしなくても同時並行ですればいいことである。このことについては市民もとても関心の高いことなので、別に時間をかけて悪いということではないが、これから第三者委員会を立ち上げるか、専門的なところにするかは別にしてもできることだと思う。議会改革を検討する中で、例えば民主党さんは公選職としての身分保障と健全性の確保、議員報酬については第三者委員会での検証を含むと言われているし、公明党さんも公選職となれば費用弁償ではなく実費弁償、報酬も歳費とすべきということを言われているので、一日も早く改めて検討していくとか、今、池田副議長から2年、3年という話があったが、2年、3年も置くと、やはり市民的にはよくないと思うので、一日も早く何らかの検討を始めるべきだと思う。

(吉田謙治議員) 先ほど言われた首長が決めるということについては同意見で、首長がつくる審議会で我々の報酬を決めるというのは変えるべきだと思う。先ほど共産党さんから、うちの意見を紹介いただいたように、うちは公選職という名称だけではなくて、仕事の内容や責務の内容が決まらないことには、一体全体我々がどこからどこまで何をするのかということが大きく変わるわけである。例えば極力市長の専決処分はなくして、我々が一々議論をしていこうということになれば、当然そこにも力を入れて時間をかけなければいけない。我々の仕事を変えようとしており、変えた上で、会津若松市の議会であれば、実際にこういう仕事をこれだけ時間をかけてということ全部チェックした上で、それなら現在の報酬が妥当であるということをもきめ細かく議論をしている。特に首長との関係で議会の権限を上げようとする、権限の拡大とともに我々がする仕事の時間も当然必要になってくるので、通年でしようとか、あるいは我々の権限も明確にした上で調査もどんどんしていこうという中で、首長との関係で我々の身分を守っていかないと、先ほど言われたように、

首長が勝手に議員報酬を下げると言われたら、それで我々の身分は不安定になり、もう議会活動をしているところではないとなると困るので、それは別立てで並行してできるという話では本来ないと思う。三重県議会の話があったが、それぞれの議会が置かれている環境、状況があるのでどうこうは言えない。私どもとしては、2年も3年もかけてというつもりはなく、むしろ皆さんの同意を得て我々のやるべきことが決まればきちんと議員報酬について議論をしたらいいと思う。1点気になるのは、市民がという話をされるが、では市民は、どういう考えなのかということを実は議論したことがない。世間のムードでは下げればいいと思っていると、確かに共産党さんが言われるとおりかもしれないが、どうして下げればいいと思っているのかというところの議論を尽くさなければいけないと思う。仕事をしていないと思っているから93万円はけしからんと思うわけで、でも本当に市民のためにやらなければいけない、それだけの報酬なり身分保障をしないと、ほかに収入を得てやらなければいけないことになれば一生懸命そちらをする。身分保障は、きっちりしておかないと、市民に対して公平・公正にいろんな政治ができるということにはならない。ただ、世間の感覚は大事にしたいと思うので、学識経験者だけではなくて、市民の意見も聞かなければいけないのは当然のことだと思う。そういうことを踏まえて、きちんとやろうということなので、決して後ろ向きになっているつもりはない。しかし、根拠はないと言えないのかもしれないが、やはりある程度根拠づけみたいなのは一生懸命努力をすべきだと思う。これからまさにどういう形がいいのかというのは、議論していけばいいと思う。

(高山議員) この検討会は議員報酬も含めて検討しようということだったと思う。その検討項目の中に議会基本条例や議員報酬、費用弁償などのあり方もあり、要綱には部会の設置もうたっている。当初、非公開にすべきかどうかなど議論をし、準備したにもかかわらず、私たちの根拠が薄弱との理由で、議員報酬について、この検討会では検討しないということになるとどうなんだろうと思う。この検討会では検討せずに、改めて別ところで検討するということを決めるのであれば、その受け皿について、いつからいつまでにある程度の結論を出すということを決めないと、検討会としては不十分だと思う。

(林議員) 私も同感である。そういったところをこの検討会で改めて検討をしていくという意味で、この文言を読んだ。できれば第三者検討委員会を設置して検討してはどうかと、先ほど意見を出させていただいた。以前、みんなの党さんと共産党さんに言ったのは、2割削減、3割削減は根拠がないと思っており、これでは議論にならないだろうと。会津若松市では、全国いろいろと差があるが、会津若松独自のモデルをつくらうということをもみんなで確認している。そのために原価方式——どれだけの費用がかかっているのかを積算する方式、比較方式——他の都市はどうか、あるいは役所側の給料はどれぐらいか、収益方式——生活していく上で、一生活者として貯金や子供の学費などのかかる費用を積算する収益方式も取り入れていこうと。その中で相互に関連づけながら議論をし、議員活動は今のところ非常勤なので185日ではないかと。これについて議論は分かれているが、そういうのを基本にしながら最高の上限額を決めていくと、大体现行に近くて、首長の7割強ぐらいに落ちついたわけである。例えばそういう資料をみんなの党さんや共産党さんから出していないと、2割削減、3割削減という何の議論の材料も出ずに検討するのはあり得ないわけである。何を積算して検討していくのか、どういう比較で検討していくのか、どこと比較するのかということがないと、神戸市独自のモデルなどつくっていけないと思うので、その情報は積極的に出していただく方がいいと思う。

(あわはら議員) 議員報酬について改めて検討していくという趣旨を、一方では座長の説明を聞く

と、もうここでは終わったというふうな印象に受け取れた。林議員が言われたように2割削減、3割削減という議論はできないが議員報酬について各会派の意見を聞くと、検討していこうという方向は大方が一致している。例えば議会改革検討会で検討することが難しいということであれば、座長として議長に申し入れて、そういう検討会を発足させるということを一明らかにしてもらわないと、先ほどの説明だけでは何か飛んでしまったのではないかと思ってしまう。

(安井座長) 先ほどコメントをしたように、2割削減、3割削減について議論を深めたいと思ったが、あの理論づけではここで議論を深めることは少し適当でないという判断をした。ただ、皆さんの中には議員定数や報酬の問題をテーマにして議員になられた方もおられるので、その方が議員の責務としてこのことを議論したいという意思は十分尊重したいと思う。しかし、この検討会でそれをするのではなく、先ほど副議長や他の議員からもあったように、今大きく議会が変わろうとしている。変わった姿を見た上で市民に判断をしていただく、あるいは議会で議論をすることは大切なことだと思う。あわはら議員から提案のあったように、座長としてこの問題をどの委員会に付託するのかについては、まだ明確に意見を持ち合わせていない。むしろこういったことは、条例化してきた経過もあり、また議会として検討委員会をつくりながらやってきた経過がある。後日また私の方で研究したいという答えしか今は難しいのではないかと思っている。

(かわなみ議員) 後日というのは、具体的にいつごろで、どのように考えているのか。

(安井座長) 検討会は約1年というふうに考えており、この検討会は基本的に議会と首長との問題を中心に行っている。その中で、報酬や定数の問題も議論をしたかったが、そういう意味では1年が1つのめどだと思っている。

(かわなみ議員) したかったと言われるのなら、ぜひやりましょう。

(安井座長) はっきり言って、みんなの党さんのあの意見では議論は深まらない。

(かわなみ議員) 深める深まらないではなくて、第三者に委託して検討するという手もあるのではないか。

(安井座長) 第三者に委託するということを明確に言うことはできない。

(吉田謙治議員) 大変失礼ながら議論をしてくれではなくて、こういう材料で議論しませんかと。3割カットの根拠はどういう積み重ねの上での3割カットなのか。当面の2割も理解できないわけである。2割は18万6,000円だが、どうして15万円なのかもわからない。議論しないとやっているのではなくて、材料がなければ我々も意見の言いようがない。市民がこのくらいだろうからと言われても、市民がどう思っているのか我々もわからないし、例えば第三者に任せればいいではないかと、そんな暴論を本当に言っているのか。先ほど市長に任せたらいけないと言われたのではないか。では第三者とはだれのことなのか。第三者はこういう人たちだと、出さなければどうやって議論するのか。3割か2割か、15万円なのか18万6,000円なのかもわからないのに議論しろと言われても、どうやって議論するのか。市民の意見を聞くと言えば、それはそれでわかる気もするが、市民といってもだれを呼ぶのか。そういうことでも手続が要る。公聴会の手続をとるとなれば、それはそれで大変だし、そういうことを1つずつきちんと積み重ねた上で、こういう内容・テーマで議論しましょうということが出てこない、今の段階では話は始まらない。その準備をされることまでは否定するわけではないので、このスケジュールの中で提案をされたらいい。第15回が6月上旬なので6月下旬に材料を持ってこられるからここで議論をしよう。ただし、そういうメンバーでいいのかは皆さんにお伺いしないとわからない。学識経験者をだれにお願いするのも、いろいろと考えもあると思うので、皆さんと一緒に議論しないことには、多数決で最初から決めてしま

うという話ではない。

(金沢議員) 私たちも会派でしっかり勉強して準備をしていきたいと思う。他都市の事例もしっかりと勉強して出していきたいと思うので、ぜひ入れ込んでいただきたい。

(安井座長) 入れ込むか入れ込まないかということについても検討していきたいと思う。今、座長としてのコメントはそれ以外のことは言えない。吉田議員からも非常に重要なことを言っているのだから、そのことも座長に対する意見としてしっかりといただいておきたいと思う。この点については再度検討したい。

(松本のり子議員) 費用弁償は当面現行のままとなっているが、①の公選職としての立場を明確にするというのは議論が一致したと思う。そうであるなら、例えば神戸市の一般公務員のように実費支給という方向になっていくのではないかと。公選職となった以上、検討し直す必要があると思うが。

(吉田謙治議員) なくしたらいいと思うが、全体的にはどうかかわからない。

(守屋議員) 公選職として位置づけてもらいたいというのはいいが、別に神戸市が言ったからそうなるものでもなく、地方自治法を変えなければいけない。自民党としては費用弁償については見直しを行ったばかりであることから当面は現行のままでいいと考える。

(前島議員) 誤解されているといけないので、公選職は今、守屋議員が言われたように地方自治法が改正されて初めてなるのは当然のことであるが、そうなったとしても地方公務員と全く同じ扱いでいいということには全然ならない。費用弁償は地方公務員と同じように実費だという発想は根本的に違うのではないかと。松本議員が言われることはわかるが、議論は全然されていないわけだから、それをそういうふう押しつけて言われるのは少し無理がある。まして、費用弁償は、前回も議論して一応の改正を行ったばかりという意見が大勢であったというふうに理解をしている。

(松本のり子議員) もちろん地方自治法上で公選職になれないのは十分理解しているが、非常勤特別公務員から公選職ということで、自分たちもそういう方向で一生懸命やっつけようということも含めてこの神戸市会の中で使うわけである。だったらそれに応じて費用弁償は公務員並みの実費弁償というのは、おのずとその流れの中では当然ではないかと思う。費用弁償、定数、議員報酬、すべて引き続き検討していくということにしていきたいと思う。

(安井座長) 意見として承っておく。

(3) 議員定数について

(安井座長) これも先ほどの報酬と同じ議論をされているので、それで承りたいと思う。

(高山議員) これも前回の議論では時期尚早というか、今から議論してもという意見があったとおりにだと私も思う。だから、この検討会では検討しないとしても、その受け皿の設定とか、いつ議論を始めていつ結論を出すのかという点で、神戸市会の場合は、過去に代表者会議でそれが決まってきたわけであるが、兵庫県会では検討会を1年ぐらい前に立ち上げて検討過程も広報しながら結論を導くということをされているので、そういう方向性をこの検討会では出す必要があると考える。

(安井座長) 県会議員が90人以上いたときから、どんどん減らしてきているので、そのたびにどういう委員会を設置し、どういう場でどういう形で減らしてきたのかということも研究しながら、1年ぐらいかけてほしい。一部に異論があり、いろいろ意見をいただいたが、大半の会派からは賛同をいただいているので、この方向で進めさせていただく。

本日まとまった改革案は、この方向で細部を詰めさせていただきたいと思う。